

2017 年 6 月

お 客 様 各 位



使用済実験動物輸送箱(ダンボール箱・リサイクル箱)の処理に関して

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、使用済実験動物輸送箱(ダンボール箱・リサイクル箱)の処理方法は、下記の2通りございますのでご確認の上何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. ダンボール箱

ダンボール製動物輸送箱の処理に関しては、一般廃棄物処理の許可を取得した業者に依頼するか、もしくはお客様ご自身の施設で合法的に処理していただく方法しかございません。

また、私ども動物業者は一般廃棄物処理の許可を持たないため、法的に引き取ることが出来ません。

※ 参考 平成 7 年 3 月 14 日「使用済実験動物輸送箱」引取りのお断りについて

2. リサイクル箱

お客様各位より排出されたリサイクル輸送箱は、産業廃棄物であることをご理解いただき、回収は「広域再生利用指定産業廃棄物処理者」(ヤマト運輸等(有料))または「各機関の廃棄物処理場に保管し、契約している産廃処理業者による引取り」でお願い申し上げます。

また、リサイクル輸送箱についても私ども動物業者は産業廃棄物処理の許可を持たないため、法的に引き取ることが出来ません。

※ 参考 平成 12 年 6 月「実験動物輸送箱リサイクル化に関するお願い」

本組合としては資源の有効活用・地球環境保全の観点からリサイクル箱の使用を強くお願い申し上げます。

以上